

## 第 1 1 回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成 2 0 年 5 月 2 8 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所法廷棟 1 0 3 号共用室

### 3 出席者等

#### ( 委 員 )

加藤徹委員 , 河合良房委員 , 熊谷豊一委員 , 坂田正己委員 , 祖父江正博委員 , 寺島美紀子委員 , 中村直文委員 ( 委員長 ) , 花井泰子委員 , 平井純子委員 , 武藤昭成委員 ( 五十音順 )

#### ( 説明者 )

宮本聡刑事部裁判官 , 上坂功事務局長 , 寺嶋宏二刑事首席書記官

#### ( 事務担当者 )

榎原明総務課長 , 松田誠司総務課課長補佐

### 4 議事

#### ( 1 ) 新委員の紹介 ( 自己紹介 )

加藤徹委員 , 武藤昭成委員 , 熊谷豊一委員 , 坂田正己委員 ,

#### ( 2 ) 委員長あいさつ

#### ( 3 ) 裁判員制度実施に向けた動きについて ( 説明者 : 刑事首席書記官 )

#### ( 4 ) 岐阜地方裁判所における広報活動等について ( 説明者 : 地裁事務局長 )

#### ( 5 ) 裁判員裁判用法廷 ( 3 0 1 号法廷 ) 視察

#### ( 6 ) 広報用映画「審理」上映

#### ( 7 ) 意見交換

別紙のとおり

(8) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判員の選任手続等について」

(9) 次回期日

平成20年11月28日(金)午後1時30分

(別紙)

「裁判員制度の準備状況等について」に関する意見交換

(A委員) 平成20年3月に最高裁判所が公表した「裁判員制度に関する意識調査」によれば、国民の大半が「もうすぐ裁判員制度が始まる」、「国民と裁判官と一緒に有罪・無罪等の判断を行う」及び「有権者は原則として誰でも選ばれる可能性がある」ことを知っていることになっているが、本当にこんなに多くの人知っているのか疑問に思う。自分達の社会で起きていることを専門家に任せきりにしないというのが本来の目的かもしれないが、多く人は、裁判官が足りないからこれを助ける制度くらいに思っているのではないだろうか。この点について、しっかりと理解を得る広報活動は難しいと思う。

(B委員) 先の最高裁の意識調査によれば、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」という意見が4割以上あり、これを消極的な立場と考えれば全体の約7割は裁判員として参加することに消極的ということになる。テレビでは、法務大臣が着ぐるみを着てPRをしている様子を放映していたが、実際には制度の認知度はもっと低い。このような状況で、7月以降裁判員選任手続の準備に入っていくと言われても、国民の意識とはギャップがあると思う。

(C委員) 辞退事由、守秘義務、日当・旅費の問題などの具体的な手続内容の広報はされているが、そもそも「どうして裁判員制度が必要なのか」という根本的な点についての説明が不足していると思われる。その点を疎かにして、単に国が進める政策だからというのでは、理解は得られないと思われる。

(D委員) 私は、裁判員制度を推進していくべきと考えている。最初からうまく

はいかないかもしれないが、その上で修正を加えていけばよいと考える。予め法曹三者で行う公判前整理手続により主張や証拠が整理され、多くの事件が3日程度で終了するとの説明だが、裁判員はその過程を全く知らないまま審理・評議に立ち会うことになる。そうすると、結果的にその過程の部分まで知っている裁判官の意見に引きずられることにならないか疑問が残る。そのような点まで検討していかないと、被告人や被害者にとっても納得いくものにならないだろう。

(A委員) 裁判員制度は、陪審員制度と違って、有罪・無罪だけでなく量刑についてまで関与することになっているが、その部分について、実際に裁判員として判断していけるのだろうか。

(E委員) 私も主権者である国民が司法に参加することは賛成だが、現在進めている裁判員制度の具体的な制度設計については疑問を感じている。職業裁判官だけで進める裁判の場に市民の感覚をもっと取り入れていく必要があり、裁判所だけでなく弁護士会も含めて、専門家以外を遠ざけるのではなく、国民にとってもより分かりやすい司法を実現することは、法律への関心を高めることにつながり、法律の不知によって国民が不当な損害を被ることを減らしていくことにもつながるなど「法教育」的な点からも、意義深い制度だと思う。憲法の人権規定の約3分の1が刑事手続等における人権保障に関するものであるように、被告人等の手続保障は重要なものであるにもかかわらず、実際には、裁判員側の都合を優先させて手続を短期間で終わらせることばかり重視されている。先ほど、D委員が言われたように、被告人や被害者が納得する制度という意味では、本末転倒になっていないかという疑問もある。対象事件をもっと軽い犯罪から始めてはどうか、量刑の判断が裁判官の考えに流されないか、守秘義務の対象・範囲に問題はないかなどについても問題がないとは言えない。よりよい制度とするためには、いろいろな意見を出して検討していく必要がある。

( F 委員 ) C 委員が指摘された「 どうして裁判員制度が必要なのか 」という根本的な点については、説明会やシンポジウム等の場でも多く出されているようであるが、この点については十分に国民に伝えきれていないとも言える。この点については、平成 13 年 6 月に 出された司法制度改革審議会の意見書にしっかりと書かれているが、この根本的な部分をしっかりと伝えていくことが、裁判員制度が成功することにつながると思われる。国民の方に裁判に参加していただくことで、今までとは違ったものが見えてくるのではないかと思われる。

( G 委員 ) 司法制度改革審議会の意見書に書かれているとのことだが、それを目にする機会はないし、裁判員制度に関するパンフレットについても、一般の方はなかなか目にする機会はないのではないか。

( F 委員 ) 広報用のパンフレットや広報用映画の DVD は、一般に広く配布されている。年間 1500 人を 超える団体法廷傍聴・見学の際や年間 3000 人以上の方が参加された裁判員制度出張講義の際、さらに企業や団体等を対象とした環境整備活動等の際にも広く配布している。また、広報用映画もケーブルテレビなどでも流されている。今後は、より幅広い層に展開していけるようにと 考えている。

( H 委員 ) いろんな説明会等を繰り返しているが、実施まであと一年の現在になっても、なかなか制度への理解が深まっていない。もっと一般市民の意見を取り入れて、受け入れやすいものにすべきではないか。

( F 委員 ) 確かに未だに専門家任せ的な意識も高いと思われる。単純に説明を聞いてもらうよりも、より多くの方に模擬裁判の 手続に参加していただくと不安解消にもつながると と思われる。実際に行われている模擬裁判などで、最初は どうかと思っていただけものが、手続が進んでいくにつれて議論が活発になり結論がまとまっていく姿をみていると「案ずるよりも産むが易し」という気がしてくる。

(H委員) 先ほど観た「審理」という映画は、裁判員側ばかりにスポットを当てたものになっていたが、評議の際の裁判員と裁判官のやり取りがもっと描かれているとよかったと思う。裁判長などは、どちらかというとなビゲーター的にしか映らなかった。

(F委員) 裁判員の活発な議論が期待される制度の趣旨、目的からすると、あまり裁判長がリードしていくのはどうだろうか。むしろ、模擬裁判をみていると、裁判員から自由な意見が出てくるのに任せていた方がよいようにも思われる。そのような点についても、今後何らかの方法で伝えていけたらと考えている。

(I委員) 裁判員候補者は選挙人名簿から無作為に選ばれるということだと障害者の方も候補者になる可能性がある。選任段階で、障害の有無等について福祉事務所に照会があったりするのかな。また、障害者が、障害により参加が困難だとして参加を辞退する場合、何か疎明資料が必要なのかな。

(説明者) 裁判所から福祉事務所に照会をすることはなく、障害を有することについてはご本人の申告によることになると思われる。辞退を希望される場合の疎明資料については、個別の事案にもよるが、他の辞退事由の場合との関係で何らかの資料を出していただくことになるかもしれない。

(I委員) 障害者の方が参加を希望される場合、この方々への配慮はされているのだろうか。また、実際に模擬裁判などに参加されたことはあるのかな。

(説明者) 障害のある方でも、特に手続において問題がない限り参加していただける。視覚に障害のある方については、裁判員裁判はこれまでの裁判と比べ、できる限り記録を読まなくても可能なような形で進められているし、聴覚障害の方には手話通訳を準備することも検討されている。これまで当庁で行った模擬裁判に御参加いただいたことはないが、検察庁、弁護士会にも確認の上検討していきたい。

(B委員) 「後期高齢者医療法」について、国民の十分な理解を得ないまま進め

て、結局廃止するとか改正するとかの議論になっているが、裁判員制度も同じようなことにならないか危惧している。以前にアメリカに在住していた頃に起きたO・J・シンプソン事件でも、人種問題から陪審員選びで混乱したり、マスコミ報道により予め陪審員が先入観を持ってしまうなどいろいろ問題があった。また、裁判員制度では最終的に多数決でも有罪となるが、全員一致が原則の陪審制を題材にした「12人の怒れる男」で描かれたように1人の男性の無罪の主張が最終的には他の陪審員の意見に影響を与えていくこともある。このように様々な問題があり、今の裁判員制度が本当に被告人や被害者にとってよい制度になるか懸念される。

(J委員) 広報用映画を観て、裁判員制度は、人の人生にかかわる本当に重い制度だと思った。仕事上、日々、いろいろな事情を抱えた人と接する機会が多いが、できる限り多くの人に裁判員制度について伝えていきたいと思う。

(F委員) 最初から全く問題なく進められていくことは難しいかもしれないが、国民の権利を後退させるようなことがないように注意深く検討していかなければならない。また、今後は平成21年の裁判員候補者名簿が作成され、年末までには名簿登載者に通知が届くなど選任手続が本格化することも踏まえて、次回も引き続き、選任部分を中心に裁判員制度をテーマにしてはどうか。

(異議なし)

(E委員) 次回、裁判員制度についてテーマとする際に、時間があるようであれば、同じ国民の司法参加という点から、廃止される予定の高山検察審査会についても少し触れさせていただきたいと思う。

